

掛川市告示第46号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第4条第2項の規定に基づく臭気指数の規制基準を次のように定める。

平成23年4月1日

掛川市長 松 井 三 郎

1 規制地域の範囲

掛川市の区域の全域

2 規制基準

(1) 法第4条第2項第1号に定める規制基準

臭気指数 15

(2) 法第4条第2項第2号に定める規制基準

(1)に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

(3) 法第4条第2項第3号に定める規制基準

(1)に掲げる値を基礎として、省令第6条の3に定める方法により算出した臭気指数